

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部

本学の教員養成に対する理念、設置の趣旨等

【1. 教員養成に対する理念・構想について】

本学発祥の原点は食事栄養教育によって病気の予防、健康の維持増進を図り、もって人々の幸福に貢献することにある。「教育指導者養成」は建学以来、学科専攻を問わず本学学生教育の基本方針としてきた。教職課程設置は本学教育において重要な意味を持つ。

とりわけ学校教育の場で食事栄養教育を展開する家庭科教員の養成の意義を早くから認め、これに力を注いで来た。その後、子供の心身の保健に深く関わる養護教諭の役割に着目し、養成課程を導入、教員養成の場を広げて来た。さらに近年に至って学校現場において食事栄養教育に直接関わる栄養教諭制度創設に大学を挙げて取り組み、現在は栄養教諭養成に尽力している。

【2. 教職課程の設置趣旨について】

本学教職課程では家庭科教諭、養護教諭、保健科教諭、看護科教諭、および栄養教諭を養成している。これらはいずれも食事を通じて健康を維持増進することを専門教育の柱としている本学の存立趣旨に沿う教員である。教員養成は本学の専門性を学校現場で具体化する人材育成である。そのための資質と高度な専門性を有する教員の養成を教職課程の使命とし、学校教育の充実に貢献する人材の養成を目指している。

養成に当たっては建学の精神である「実践」を念頭に、教育現場においては児童・生徒指導に身を挺して取り組む優れた人格力の涵養に特に力点を置いている。

【3. 教員養成の組織的取り組みについて】

教職課程の質の向上、学生に対する責任ある教職指導のために、大学では、教職課程センター（センター長：学長）を設置して、全学を挙げて取り組んでいる。

教職課程センターの下に、教職専門教育部会、教職課程・家庭科委員会、教職課程・養護保健看護委員会、教職課程・栄養教諭委員会、教職課程・介護等体験委員会、教職課程・大学院委員会及び教員免許状更新講習実施委員会を設けて教育・指導、実習に関する業務等を担当している。

センター会議において、大学としての教職課程教育の理念、基本方針等を審議、決定し、各部会・委員会間の緊密な連繋に努めている。

また各委員会は、事務局を設けスタッフを置き教員養成実務の円滑を期している。

短期大学部では、①栄養教諭養成のガイダンス及び学習指導に関すること、②教職課程の編成・実施及び履修者の履修・修得に関すること、③科目別等履修システムの検討と履修者の指導に関すること、④栄養教諭教育実習校の依頼及び栄養教諭教育実習指導に関すること、⑤免許状の申請及び進路指導に関することを企画・立案及び審議を行い実施に当たするため、短期大学部教授会に教職課程栄養教諭委員会を設置し、教職指導に取り組んでいる。

【4. 教職課程運営における自治体との連携協力について】

教員養成カリキュラムにおける学外教育実習の遂行のために、都道府県及び市区町村教育委員会との連携・協力は不可欠であり、緊密な連絡に努めている。教育実習先依頼に当たっては、関係自治体教育委員会に対して本学教員養成の趣旨目的を十分説明することに努めている。

【5. 教職課程の運営を通じた地域社会への貢献に関する取り組みについて】

大学所在地市内小・中学校の教育サポートとして教員養成課程の学生を自治体教育委員会との共同プロジェクトとして派遣して成果を挙げている。

また、平成21年度から教員免許状更新講習を開設、現在も必修領域6時間、選択必修領域6時間、選択領域として「食の領域」18時間、「養護の領域」18時間を、近隣小中高校教員を主な対象に、継続実施している。